

2019九州オープンゴルフ選手権競技(予選)競技規定

主 催 : 九州ゴルフ連盟

開催期日および開催会場

| | | |
|----------------|-----------|--------------|
| 福岡県北部・大分県地区 | 7月 10日(水) | 別府ゴルフ倶楽部 |
| 福岡県南部・佐賀・長崎県地区 | 7月 10日(水) | 佐賀ロイヤルゴルフクラブ |
| 熊本・宮崎・鹿児島県地区 | 7月 10日(水) | 玉名カントリークラブ |
| 沖 縄 県 地 区 | 7月 10日(水) | カヌチャゴルフコース |

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則、および本競技ローカルルールを適用する。

2. 委員会の裁定

委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. プレーの条件

18ホール・ストロークプレー

4. 予選通過者およびタイの決定

予選通過者の総数を50名とし、各会場の予選通過人数は各地区参加申込者数比率により決定する。なお、予選通過者にタイが生じた場合は、マッチング・スコアカード方式により最後の9ホール、最後の6ホール、最後の3ホール、そして最終的には18番ホールのスコアに基づいて決定する。それでもタイの場合、前半の9ホールの最後の6ホール、最後の3ホール、そして9番ホールを順番に比較して決定する。

また、7月3日時点で決勝参加有資格者に欠場が出た場合は、予選通過者を各地区に参加申込者比率により割当てる。

5. クラブと球の規格

- (1) 適合ドライバークラウドリスト(ローカルルールひな型 G-1)を適用する。
- (2) 溝とパンチマークの仕様(ローカルルールひな型 G-2)を適用する。
- (3) 公認球リスト(ローカルルールひな型 G-3)を適用する。
- (4) ワンボールルールを適用する。(ローカルルールひな型 G-4)

6. 競技終了時点

本予選競技は、委員会の作成した順位表が掲示された時点をもって終了したものとする。

7. 参加資格

- アマチュア (1) 加盟クラブ正会員で、JGA/USGA ハンディキャップインデックスを取得している者
(2) 九州学生ゴルフ連盟が推薦する者、および九州高等学校ゴルフ連盟が推薦する者
- プロフェッショナル(アシスタントプロ含む) 九州、沖縄県在住者または在籍者

なお、決勝に参加資格のある者が本競技に出場した場合、その参加資格を放棄したものとみなす。

委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取り消すことができる。

8. 参加申込

所定の申込用紙に必要事項記入の上、アマは所属クラブを通じ開催会場にプロは居住地の開催会場に直接申込むものとする。

(アマは、所属クラブの地区開催会場、プロは、居住地の開催会場)

なお、1会場160名を限度とし先着順とする。160名を超えた場合、別の会場となる場合がある。

9. 参加料

参加料 5,400 円（消費税含む）

アマは所属クラブを通じ開催会場、プロは指定の様式により締切日までに開催会場に支払うものとする。なお、締切日以降の取り消しについては参加料の返金を行わない。

また、本予選競技を通過し決勝に出場する者は、別途参加料 アマ 16,200 円（消費税含む）、プロ 21,600 円（消費税含む）を、参加申込書とともに 7 月 17 日（水）までに、九州ゴルフ連盟に支払わなければならない。

10. 申込締切日

6 月 5 日（水）

締切日までに開催コース必着とし、締切日以降の申込みは理由の如何を問わず受け付けない。

11. 指定練習日およびプレー費

開催日の 2 週間前から 2 回（土・日・祝日を除く）開催コースに申し込みそのコースの予め定めた日時に練習することができる。規定による練習日および競技当日のプレー費は、アマは開催コースの会員扱い、プロはグリーンフィーを免除する。

12. 欠場する場合

締切日以降に欠場する場合は、開催日前日までに文書で九州ゴルフ連盟に届け出ること。（アマは所属クラブを通じ）

なお、競技当日の欠場については、本人のスタート 30 分前までに開催コース本競技委員会に届け出ること。また、欠場届提出後の再出場は認めない。

13. 組合せおよびスタート時刻

申込締切後、組合せの上アマは所属クラブに、プロは本人へ通知するとともに、九州ゴルフ連盟ホームページ上で発表する。

14. キャディー

正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。

15. 個人情報に関する同意内容

参加者は、参加申込みに際し主催者が取得する参加申込者の個人情報を主催者の目的の範囲内で他に提供（公表）することについて予め同意することを要する。

16. 肖像権に関する同意内容

参加者は、参加申込みに際し各種記録媒体による収録物、複製物あるいは編集物（適正範囲の編集に限る）にかかる競技者の肖像権を、本選手権競技に関して主催者の目的に反しない範囲で利用するために、主催者に譲渡することを予め承諾することを要する。